

●本号の内容	【国賠訴訟】第2回口頭弁論.....p1
	湯川委員長・意見陳述要旨(p2～5)
	【和歌山広域協組事件】2/3 論告・弁論.....p2

【国賠訴訟】2/3 第2回口頭弁論

検察官の組合脱退勧奨、厳しく批判

取調べ録画の文書送付嘱託を申し立て

●検察官の行為は氷山の一角

2月3日、国賠訴訟の第2回口頭弁論が東京地裁で開かれた。被告の国は出席したが、京都、滋賀、和歌山の3府県はコロナ第6波を理由に欠席した。

この日は、裁判官が交代したため弁論更新手続。はじめに、原告を代表して関生支部の湯川委員長が意見陳述した。

湯川委員長は、1月17日大津地裁であきらかにされた検察官の組合脱退勧奨は氷山の一角だと指摘。国賠訴訟の訴状で指摘した滋賀県警の警察官や大阪地検の検事らの組合脱退勧奨行為とも考えあわせてみれば、一連の弾圧事件は、

「刑事事件とすべき出来事があったから組合員が逮捕、起訴されたのではなく、警察や検察が、生コン業者団体による大規模な組合つぶし事件に便乗して、関生支部という組合を壊滅に追い込むことを目的に仕組んだものだということをはっきりと示している。警察や検察の言い分を鵜呑みにして、逮捕状や勾留状を乱発した裁判官の責任も重大」と批判したうえで、「警察や検察の誤った思い上がりを正すという気概をもって、審理をすすめていただくことを希望する」と述べた。



検察庁前街宣で海渡弁護士(2月3日)

(意見陳述の全文は2～4ページ)

●今こそ裁判所は憲法の番人であることを示すとき



東京地裁前で事前集会(2月3日)

また、国賠弁護団の小川隆太郎弁護士は、あきらかにされた検察官の脱退勧奨は「一検事個人の暴走ではない」としたうえで、湯川委員長に対する恣意的な長期勾留の実態、さらに、組合事務所への立入禁止や組合員同士の接触を禁じる保釈条件などをみれば、「一連の刑事事件が、原告労働組合をつぶすという違法な目的のために行われた、組織的・国家的な弾圧事件であることが明らか」だと批判。検察官の組合脱退勧奨の事実について、弁護団が申し立てた文書送付嘱託(注)をただちに

採用して、「裁判官の目と耳で真実を確認してください／私たちが訴えている国家的な刑事弾圧が、そこにあります／今こそ裁判所が憲法の番人であることを示す時です」と述べた。

注・東京地裁が取調べ録画を大津地裁に取り寄せて証拠調べするよう申し立てた。

【和歌山広域協組事件】

2/3 検察が論告、弁護団が弁論

●懲役1年2月～1年6月の求刑

2月3日、和歌山広域協組事件の公判（和歌山地裁）で、検察が論告、弁護団が弁論。

検察は、武谷書記次長に威力業務妨害及び強要未遂で懲役1年6月、おなじく他の組合役員2名に懲役1年2月を求刑した。これに対し、弁護団は弁論で3名は無罪だとした。

判決は3月10日。

（和歌山広域協組事件の詳細は追ってお伝えします。）

【資料】

2022年2月3日

意見陳述要旨

原告 湯川 裕司

原告のひとり、湯川裕司です。

私は、原告本人として、また同時に、原告関西地区生コン支部の代表者・執行委員長として、以下、若干の意見を申し上げます。

なお、関西地区生コン支部（以下、関生支部といいます）は、昨年10月10日、第57回定期大会を開催し、組合員の直接無記名投票により新執行部を選出しました。武建一・前委員長は退任し、新たに私が執行委員長として信任されたのです。

(1)

2018年以降、京都府、滋賀県、和歌山県の3つの府県警察、そして、これら3府県の検察官と裁判官が、私をはじめ、のべ89名もの組合員や事業者を不当に逮捕し、恣意的な長期勾留をくりかえすなどして、原告組合と私たち組合員の団結権を侵害しました。そのことなどを理由に、私たちは、この国家賠償請求訴訟を提訴しました。

私たちの請求の正しさを裏付ける事実が、最近あきらかにされました。私はまず、この点についてお話しします。

検察官による組合脱退勧奨の事実が、大津地方裁判所の公判であきらかにされたのです。

今年1月17日、私をはじめ、関生支部の組合員多数が、正当な組合活動を理由に刑事被告人とされている事件の公判が、大津地方裁判所で開かれました。この公判で、弁護団が請求した検察官の取調べ録画が法廷で再生されました。

その録画の様子の一部を、公判を傍聴した組合員のメモをもとに紹介すると、大津地方検察庁の横麻由子検事は、不当逮捕された山本智組合員に対して、次のような組合脱退勧奨発言をしていました。

「今後も活動を続けて、また逮捕されるかもしれないと思いながら続けるのは、しんどくないですか？」

「少しでもおかしい、しんどいと思うのなら、活動を続ける必要があるんですか？」

「今後もこういう活動を続けていくのがあなたにとって良いのか。これを機に、考えてみる機

会にしてはどうか」

「連帯の労組員を続ける気持ちは変わらないんでしょうか。今後も同じ活動を続けていたら同じことになると思うんですよね。」

「すっぱり辞めるというのが難しいことはわかっています。でも、連帯辞めますという人もいますよ。」

「このまま黙秘を続けて労組員を続けていくことが山本さんにとって良いのかな」

「連帯辞めますとか、しゃべりますというのがしんどいのは分かります。けれど、いま決断しないと、状況が変わることはない。このままでいいんですか？」

「辞めたいと思ったことがあるんだったら、いままさに辞められる状況だと思うんですよね」

山本組合員は、横麻由子検事のこのような発言のたびに、「黙秘します」と明確に意思表示していました。ところが、横麻由子検事は、それをまったく無視して、2018年11月28日、12月6日、12月12日と、こうした発言をくりかえしていたのです。事件の取調べに名を借りた、執拗な組合脱退勧奨です。す。

公判で明らかにされた、この横検事の組合脱退勧奨については、1月18日付京都新聞が大きく報道し、大きな反響を呼んでいます。

裁判所にしっかり認識していただきたいのは、横麻由子検事のこのような行為が、じつは氷山の一角だということです。

すでに訴状に書かれてはいますが、たとえば、滋賀県警の捜査員は、不当逮捕された組合員に対して、「きみたちは社会に出すぎている。だから削ったる」「雇用関係のない企業や建設現場になぜ行くのか？それは許さない」などという暴言を吐きました。一連の事件捜査の目的が、関生支部の組合活動を規制し、弱体化させることにあり、率直に語っていたのです。

また、大阪地検の天川敬子検事は、不当逮捕された組合員が勾留されているさなかに、家族の携帯電話に電話して、「あなたのご主人は組合活動だと言っているかもしれないが、本当は悪いことをしている。いまのうちに労働組合をやめるよう、あなたからもご主人に話してほしい」と言いました。つまり、天川検事は、家族に労働組合脱退を働きかけるという、違法な行為をおこなったのです。この検事は何人もの家族におなじような電話をかけています。

和歌山県警の場合は、不当逮捕された組合員に対して、「きみたちは労働組合法の解釈をまちがっている」などと説教していました。

こうした警察や検察の違法行為は、刑事事件とすべき出来事があったから組合員が逮捕、起訴されたのではなくて、一連の事件は、警察や検察が、生コン業者団体による大規模な組合つぶし事件に便乗して、関生支部という組合を壊滅に追い込むことを目的に仕組んだものだということをはっきりと示しています。警察や検察の言い分を鵜呑みにして、逮捕状や勾留状を乱発した裁判官の責任も重大です。

(2)

もうひとつ、お話ししておきたいのは、昨年12月13日、大阪高裁が、加茂生コン事件の控訴審において、組合員に対し逆転無罪判決を出したことです。

この事件は、京都府木津川市の生コン工場で働く日々雇用の生コン運転手が関生支部に加入し、正社員化を要求して団体交渉を申し入れたことに端を発しています。これに対し、会社は団交拒否をくりかえすと同時に、会社を廃業すると言い出して、組合員の仕事を奪いました。また、会

社は、労働者が子どもの保育園入所に必要な就労証明書の交付を、組合加入前はくりかえし交付していたにもかかわらず拒否しました。組合は、当然のことながら、こうした悪質な不当労働行為に抗議するとともに、就労証明書の交付を求めました。裁判官もおわかりのとおり、どこでもよくある労働争議です。ところが、京都府警と京都地検は、不当労働行為に抗議する組合の活動が脅迫であり強要だとして組合役員らを逮捕、起訴したのです。そして、一審の京都地裁は、強要未遂罪にあたるとして組合役員に懲役1年、もうひとりの組合員に懲役8月、両者とも執行猶予3年という信じがたい重罰判決をくだしました。

これに対し、大阪高裁は、会社の対応が不当労働行為に該当することも正確に認定しつつ、逆転無罪判決を出したものです。

この無罪判決について、全国13都府県の33のユニオンが次のような共同声明をだしています。

「一審判決はまったく許しがたいものであった。日本には憲法28条労働基本権保障があり、労働組合法1条2項は正当な組合活動を刑事罰の対象としないとする刑事免責条項を明記している。それにもかかわらず、京都府警や京都地検は、「正社員として雇用することを不当に要求した」などと称して組合員らを逮捕・起訴した。このような暴挙がまかり通り、裁判所がそれを追認する信じがたい判決を出すようでは、労働基本権はないに等しい。」

「全国各地で活動するわれわれユニオンは、解雇、残業代不払い、さまざまなハラスメントなどに直面した労働者の労働相談を受け付け、企業に団体交渉を申し入れ、不当労働行為に抗議し、問題解決を図ってきた。そのひとつひとつが加茂生コン事件のように刑事事件化されたならば、ユニオンの活動は成り立たなくなる。その意味で加茂生コン事件は、当事者である関生支部の団結権を侵害する弾圧事件であるだけでなく、われわれユニオンの活動の存立基盤をも揺るがしかねない事態だ。組合排除の意図を隠さず確信犯的に不当労働行為を重ねた企業が免罪され、他方で、労働者の権利と雇用を守るために正当な組合活動を行った組合員が刑事犯とされる暴挙が許されていいはずはない。大阪高裁の無罪判決はあまりにも当然の司法判断である。」

さらに、この大阪高裁判決に先立つ昨年7月には、武・前委員長が被告人とされた裁判で、大阪地裁は、併合された3つの事件のうち、生コン業者から多額の金銭を脅し取った恐喝事件とされた事件について無罪判決をだしています。

(3)

警察や検察の、組合つぶしを目的にした違法な捜査や身体拘束、そして、これに唯々諾々と追従してきた裁判所の責任は重大です。

一連の事件がはじまった翌年2019年の12月、日本労働法学会の歴代の代表理事ら労働法学者78人が抗議声明を発表しています。

「組合活動に対する信じがたい刑事弾圧を見過ごすことはできない」と題したこの声明は、一連の弾圧は、「労働組合運動を理由とする刑事事件としては、戦後最大規模」だとしたうえで、次のように指摘しています。

「現在の警察や検察は、組合活動としての正当性の有無を具体的に検証せず、連帯労組の活動を「軽微な違反に因縁をつける」反社会的集団による妨害行為と捉えて対応しているとしか思えません。・・・労働者の労働条件の改善を求める行為や法令無視による不公正な競争を防止しようとする組合活動が、当該組合活動の正当性を判断されることもなく、違法行為とされ刑事処罰されるならば、憲法28条の労働基本権保障も、労働組合法による組合活動保障も絵に描いた餅になってしまいます。」

「警察・検察当局の憲法を無視した恣意的な法執行に強く抗議するとともに、戦後積み上げられてきた組合活動保障を意図的に無視するものとして重大な懸念を表明するものです。…裁判官には、労組法上の適格組合に対して、「反社会的集団」との予断をもつことなく、組合活動の正当性の有無を真摯に判断することを求めます。」

私は、裁判長に対して、この国家賠償請求訴訟においては、労働法学者らの声明の趣旨をしつかりふまえて、警察や検察の誤った思い上がりを正すという気概をもって、審理をすすめていただくことを希望するものです。

以上